

淡路島定住自立圏の形成に関する協定書新旧対照表

旧			新		
別表第1（第3条第1号関係）			別表第1（第3条第1号関係）		
① 医療			① 医療		
地域医療体制の充実	取組の内容	<p><u>圏域内の限られた医療資源を有効に活用し、地域医療体制の強化を図るため、圏域内の各医療機関相互の役割を明確にし、連携強化を促進する。</u></p> <p>特に小児救急医療について、輪番担当医院及び洲本市応急診療所並びに兵庫県立淡路医療センターとの<u>役割分担と連携の確立に努める。</u></p>	地域医療体制の充実	取組の内容	<p><u>島民のいのちを守り、圏域の医療を守るため、地域医療の安定的な提供体制の維持・強化を図り、必要な医師確保や限られた医療資源を集約化し、重点化するとともに連携体制を強化する。</u></p> <p>特に小児救急医療について、<u>小児科医の減少及び高齢化が課題となっているため、輪番担当医院及び洲本市応急診療所並びに兵庫県立淡路医療センターとの持続可能な小児救急医療の提供に関する機能分化と連携の強化に努める。</u></p>
	甲の役割	<p>(1) 兵庫県立淡路医療センターと圏域内医療機関の<u>機能分担による相互の役割を明確にし、連携強化を促進する。</u></p> <p>(2) 夜間・休日における小児救急医療体制を<u>維持し継続</u>するため、必要に応じた支援を行う。</p>		甲の役割	<p>(1) <u>持続可能で安定的な小児救急医療の提供のため、兵庫県立淡路医療センターと圏域内医療機関との機能分化による役割の明確化と相互の連携強化を促進する。</u></p> <p>(2) 夜間・休日における小児救急医療体制を<u>持続可能で安定的に提供</u>するため、必要に応じた支援を行う。</p>
	乙の役割	<p>(1) 甲と共同し、兵庫県立淡路医療センターと圏域内医療機関の<u>機能分担による相互の役割を明確にし、連携強化を促進する。</u></p>		乙の役割	<p>(1) 甲と共同し、<u>持続可能で安定的な小児救急医療の提供のため、兵庫県立淡路医療センターと圏域内医療機関との機能分化による役割の明</u></p>

淡路島定住自立圏の形成に関する協定書新旧対照表

旧			新		
		(2) 甲と共同し、夜間・休日における小児救急医療体制を維持し、継続するため、必要に応じた支援を行う。			確化と相互の連携強化を促進する。 (2) 甲と共同し、夜間・休日における小児救急医療体制を持続可能で安定的に提供するため、必要に応じた支援を行う。
② 福祉			② 福祉		
地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進	取組の内容	複雑化・複合化する課題に的確に対応するため、関係機関との連携を強化し、圏域内の住民が健幸(健やかに幸せに)で自立した生活の実現と支え合う共生の地域づくりを目指して生活支援などの取組を推進する。	地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進	取組の内容	地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、関係機関との連携の強化及び地域づくりに向けた支援を実施し、誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう地域共生社会の実現に向けた地域福祉の取組を推進する。
	甲の役割	高齢者・障害者(児)等が住み慣れた地域で様々な生活課題を抱えながらも自分らしく暮らしていけるよう、福祉の充実・強化につながる取組を推進する。		甲の役割	誰もが住み慣れた地域で様々な生活課題を抱えながらも自分らしく暮らしていけるよう、福祉の充実・強化につながる取組を推進する。
	乙の役割	甲と共同し、高齢者・障害者(児)等が住み慣れた地域で様々な生活課題を抱えながらも自分らしく暮らしていけるよう、福祉の充実・強化につながる取組を推進する。		乙の役割	甲と共同し、誰もが住み慣れた地域で様々な生活課題を抱えながらも自分らしく暮らしていけるよう、福祉の充実・強化につながる取組を推進する。
③ 教育			③ 教育		
図書館	取組	圏域内の図書館における相互利用のため、図書	図書館	取組	圏域内の図書館における相互貸借サービスの利

淡路島定住自立圏の形成に関する協定書新旧対照表

旧			新		
図書の貸出返却の利便性の向上	内容	<u>館資料の物流や蔵書管理検索システムの統合を検討し、圏域住民がどこでも利用しやすい図書館サービスの環境整備を推進する。</u>	内容	<u>用促進及び拡充のため、蔵書管理検索システムの統合に向けた情報共有を図り、圏域住民がどこでも利用しやすい図書館サービスの環境整備を推進する。</u>	
	甲の役割	<u>蔵書管理検索システム及び図書の貸出返却便の検討を行う。</u>	甲の役割	<u>蔵書管理検索システムの情報共有並びに図書館資料の相互貸借サービスの利用促進及び拡充のための検討を行う。</u>	
	乙の役割	<u>甲と共同し、蔵書管理検索システム及び図書の貸出返却便の検討を行う。</u>	乙の役割	<u>甲と共同し、蔵書管理検索システムの情報共有並びに図書館資料の相互貸借サービスの利用促進及び拡充のための検討を行う。</u>	
教育・文化・スポーツ活動の振興	取組の内容	(略)	取組の内容	(略)	
	甲の役割	(略)	甲の役割	(略)	
	乙の役割	(略)	乙の役割	(略)	
④ 産業振興			④ 産業振興		
淡路島観光推進事業	取組の内容	<u>淡路島ブランドを全面に出して、圏域として連携した取組により競争力を高め、観光客の来訪及び滞在の促進を図る。</u>	淡路島観光推進事業	取組の内容	<u>淡路圏域が連携し、淡路島ブランド（食・ロケーション）に磨きをかけてブランド力を高め、全面に押し出した広報戦略を「淡路島総合観光戦略」</u>

淡路島定住自立圏の形成に関する協定書新旧対照表

旧			新		
					に基づき展開することにより、交流人口の増加を図る。また、圏域内の周遊ルートを創設することにより、観光客の周遊性の向上と滞在時間の増加を図る。
	甲の役割	(略)		甲の役割	(略)
	乙の役割	(略)		乙の役割	(略)
淡路島ブランドの構築やPR	取組の内容	<u>あわじ環境未来島構想に掲げる「農と食の持続」を基本コンセプトに、圏域内の農畜水産物・加工食品の生産、流通、消費、観光が両市一体となって圏域内の魅力を引き出し、圏域内はもちろん、京阪神や首都圏などの大消費地をターゲットに新たな需要を開拓し、推進策を展開する。</u>	持続可能な食料供給力の向上	取組の内容	<u>新型コロナウイルスの感染拡大が消費者の食生活の在り方や生産者の経営に大きな影響を与えている状況を踏まえ、6次産業化の促進等により圏域の豊かな食材を「淡路島ブランド」として競争力を高めるとともに、生産者の販路の一つである地産地消（島内店舗や家庭における島内産農畜水産物の消費）に様々な角度から取り組むことで、経営の安定化を通じた持続可能な食料供給力を向上させる。</u>
	甲の役割	<u>各種事業及びイベント等の参画と推進活動を行う。</u>		甲の役割	<u>関係団体と連携を図るとともに、情報共有に努め、持続可能な食料供給力の向上に取り組む。</u>
	乙の役割	<u>甲と共同し、各種事業及びイベント等の参画と推進活動を行う。</u>		乙の役割	<u>甲と共同し、関係団体との連携を図るとともに、情報共有に努め、持続可能な食料供給力の向上に</u>

淡路島定住自立圏の形成に関する協定書新旧対照表

旧			新		
					取り組む。
6次産業化等の取組の推進	取組の内容	圏域内の豊かな食材を生かした6次産業化及びブランド化などの事業について連携を図る。			
	甲の役割	6次産業化に向けた可能性等の調査研究を行うとともに、商品開発、販路開拓等について支援を行う。			
	乙の役割	甲と共同し、6次産業化に向けた可能性等の調査研究を行うとともに、商品開発、販路開拓等について支援を行う。			
有害鳥獣による農作物被害対策	取組の内容	<p>圏域内の有害鳥獣の捕獲及び活用に関する連携を強化する。</p> <p>(1) <u>捕獲の協力体制</u></p> <p>有害鳥獣による農作物被害を防止するため、甲と乙が連携しながら捕獲体制の強化を図る。</p> <p>(2) <u>加工処理施設の調査及び設置</u></p> <p>有害鳥獣として捕獲したイノシシなどを新たな地域資源と位置付け、有効活用を図ることを目的とした加工処理施設の調査及び設置を推進</p>	有害鳥獣による農作物被害の軽減	取組の内容	<p>圏域内の有害鳥獣による農業被害対策並びに有害鳥獣の捕獲及び活用に関する連携を強化する。</p> <p>(1) <u>被害対策の推進</u></p> <p>有害鳥獣による農作物への被害は、営農活動への支障並びに減産及び離農による耕作放棄地の拡大を助長してしまうことから、農作物被害を抑制するための効果的な環境整備及び防除策を講じることで、被害対策の推進を図る。</p> <p>(2) <u>捕獲の担い手確保と加工処理施設の活用</u></p> <p>高齢化とともに減少している捕獲の担い手の確保と育成を推進する。また、地域の資源であるイノシシなどの有害鳥獣の肉を食用として活</p>

淡路島定住自立圏の形成に関する協定書新旧対照表

旧			新		
		する。			<u>用し、地域の活性化及び猟意欲の向上並びに捕獲にかかる個体の埋設等の負担軽減を図る。加えて、食肉への活用を促進させるため、品質管理や衛生管理等の知識を有する捕獲従事者の育成を推進する。</u>
	甲の役割	<u>関係住民、関係団体等と連携を図り、乙と情報交換及び対策に向けた協議を行う。また、加工処理施設の調査及び設置を推進する。</u>	甲の役割		<u>関係団体と連携を図るとともに、情報共有に努め、有害鳥獣による農作物被害の軽減に取り組む。</u>
	乙の役割	<u>甲と共同し、関係住民、関係団体等と連携を図り、情報交換及び対策に向けた協議を行う。また、加工処理施設の調査及び設置を推進する。</u>	乙の役割		<u>甲と共同し、関係団体との連携を図るとともに、情報共有に努め、有害鳥獣による農作物被害の軽減に取り組む。</u>
循環型産業体系構築の検討(シカ・イノシシ・野菜残渣・竹等)	取組の内容	<u>圏域内のシカ・イノシシの一次処理後の残渣、野菜残渣、竹等について、効率的な処理を行うための施設整備及び管理運営の共同化並びに民間化を進めるための検討を行う。</u>			
	甲の役割	<u>シカ・イノシシの一次処理後の残渣、野菜残渣、竹等について、効率的な処理を行うための施設整備及び管理運営の共同化並びに民間化を進めるための検討を行う。</u>			
	乙の役割	<u>甲と共同し、シカ・イノシシの一次処理後の残</u>			

淡路島定住自立圏の形成に関する協定書新旧対照表

旧			新		
	役割	<u>渣、野菜残渣、竹等について、効率的な処理を行うための施設整備及び管理運営の共同化並びに民間化を進めるための検討を行う。</u>			
⑤ 環境・エネルギー			⑤ 環境		
			循環型産業体系の構築	取組の内容	<u>玉ねぎ等の野菜残渣や下水道汚泥、し尿汚泥、食品廃棄物等をバイオマス資源と捉え、環境面でも経済面でも持続可能な処理方法の検討を進めるとともに、畜産業から発生する家畜ふん尿の堆肥化及び堆肥流通の円滑化等による地域資源の有効活用を図る。</u>
				甲の役割	<u>関係団体と連携を図るとともに、情報共有に努め、循環型産業体系の構築に取り組む。</u>
				乙の役割	<u>甲と共同し、関係団体との連携を図るとともに、情報共有に努め、循環型産業体系の構築に取り組む。</u>
再生可能エネルギーの活用	取組の内容	あわじ環境未来島構想に掲げる「エネルギーの持続」を基本コンセプトに、圏域内の地域資源を生かした再生可能エネルギーの活用等に取り組む。 <u>特にBDF（バイオディーゼル燃料）施設等の広域活用及びB5燃料（BDF混合軽油）の普及</u>	再生可能エネルギーの活用	取組の内容	あわじ環境未来島構想に掲げる「エネルギーの持続」を基本コンセプトに、圏域内の地域資源を生かした再生可能エネルギーの活用等に取り組む。

淡路島定住自立圏の形成に関する協定書新旧対照表

旧			新		
		<u>についての取組を進めていく。</u>			
	甲の 役割	(略)		甲の 役割	(略)
	乙の 役割	(略)		乙の 役割	(略)
⑥ 防災			⑥ 防災		
南海トラフ地震津波対策の充実	取組の内容	圏域内の南海トラフ地震津波対策等について、 <u>総合防災訓練等を連携して実施する。</u>	南海トラフ地震津波対策の充実	取組の内容	圏域内の南海トラフ地震津波対策等について、 <u>総合防災訓練等を連携して実施し、防災体制の維持、強化及び広域化を図る。</u>
	甲の役割	南海トラフ地震津波対策等について、 <u>総合防災訓練等を連携して実施する。</u>		甲の役割	南海トラフ地震津波対策等について、 <u>総合防災訓練等を連携して実施し、防災体制の維持、強化及び広域化を図る。</u>
	乙の役割	甲と共同し、南海トラフ地震津波対策等について、 <u>総合防災訓練等を連携して実施する。</u>		乙の役割	甲と共同し、南海トラフ地震津波対策等について、 <u>総合防災訓練等を連携して実施し、防災体制の維持、強化及び広域化を図る。</u>
別表第2（第3条第2号関係）			別表第2（第3条第2号関係）		
① 地域公共交通			① 地域公共交通		
市域を	取組	圏域内の地域公共交通について、市域を越えた	市域を	取組	圏域内の地域公共交通について、市域を越えた

淡路島定住自立圏の形成に関する協定書新旧対照表

旧			新		
越えたバスネットワークの構築	の内容	バスネットワークの <u>構築</u> により、総合的な交通体系の <u>構築</u> を行う。	越えたバスネットワークの形成	の内容	バスネットワークを <u>構築し、利用促進を図ること</u> により、総合的な交通体系を <u>形成する</u> 。
	甲の役割	淡路島地域公共交通網形成計画に基づく市域を越えたバスネットワークの <u>構築</u> により、総合的な交通体系の <u>構築</u> を推進する。		甲の役割	淡路島地域公共交通網形成計画に基づく市域を越えたバスネットワークを <u>構築し、利用促進を図ること</u> により、総合的な交通体系の <u>形成</u> を推進する。
	乙の役割	甲と共同し、淡路島地域公共交通網形成計画に基づく市域を越えたバスネットワークの <u>構築</u> により、総合的な交通体系の <u>構築</u> を推進する。		乙の役割	甲と共同し、淡路島地域公共交通網形成計画に基づく市域を越えたバスネットワークを <u>構築し、利用促進を図ること</u> により、総合的な交通体系の <u>形成</u> を推進する。
② 地域内外の住民との交流・移住促進			② 地域内外の住民との交流・移住促進		
都市など他の地域の住民との交流促進、移住・定住の取組	取組の内容	(略)	都市など他の地域の住民との交流促進、移住・定住の取組	取組の内容	(略)
	甲の役割	(略)		甲の役割	(略)
	乙の役割	(略)		乙の役割	(略)